〇議長(五十嵐 務君)休憩前に引き続き会議を開きます。永森直人君。

[23番永森直人君登壇]

○23番(永森直人君)一般質問の締めくくりとなります。6月議会に引き続きまして、最終バッターということになるわけであります。どうしてもやるのかということを、前回に引き続き今日も言われたわけでありますけれども、一般質問の締めくくりということでございます。どうかしっかりと御容赦をいただければというふうに思っているところでございます。

初めに、新型コロナウイルス対策について伺いたいと思います。

今回の感染第5波においては、7月中下旬から感染拡大の兆しが 見え、以降、感染拡大は加速度を増し、お盆を挟んで爆発的な感染 拡大に至りました。お亡くなりになった方には心よりお悔やみを申 し上げ、今も療養中の皆様にはお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者の皆様には、医療提供体制が逼迫する中、昼夜を分かたず、県民の命を守るために大きな御尽力をいただき、心より感謝と敬意を申し上げます。

そして、今回の感染爆発の中、本当に大きな役割を果たしていただいたのが保健所や厚生センターの皆様です。県民からの発熱相談、PCR検査や検体の搬送、感染者の入院調整、自宅療養者の健康観察など多岐にわたり、厚生センターの限られたマンパワーを総動員し、感染爆発の難局を乗り切っていただきました。

一方で、時間外勤務も大幅に増加し、また担当外の職員も総動員

した結果、厚生センターにおける本来の業務に支障が出ていた可能 性もあり、課題が残ったと考えなければなりません。

昨年の感染の第1波から今回の第5波に至るまで、感染拡大の波はどんどん大きくなっています。今後、行動制限が緩和され人の流れが増える中で、改めて感染拡大が起きる可能性は十分に考えられ、その場合、今回以上の大きな波となることも想定する必要があります。

保健所や厚生センターの業務に目詰まりが起きれば、必要な人が必要なときに検査を受けられない、入院治療が必要な人を適時に入院に結びつけられないなど、県民の命を守るための対処ができなくなるおそれがあります。県内でも第5波で既にこうした兆候は見られており、首都圏などでも十分に機能せず、自宅療養中に亡くなるケースも多数報道されているところです。

現在の保健所や厚生センターが、患者と医療現場を仲介する仕組 みは限界に来ていると考えますが、現在、2類相当とされている感 染症法上の位置づけの見直しも含めて、仕組みの是正を国に働きか けるべきと考えますが、木内厚生部長の認識を伺います。

8月16日に、富山県の新型コロナウイルス警戒レベルは、ステージ3に引き上げられました。知事からのステージ3の実施内容の発表は8月14日でありましたが、この措置に歩調を合わせるため市町村は、お盆返上で公共施設の閉鎖、保育園や学童保育、小中学校の対応などに追われることになり、市町村長も大変に困惑したのではないかと思います。

ステージ3を視野に入れ始めた時点で、厳しい難局を一丸となって、知事のおっしゃるワンチームとなって乗り切る意味においても、

知事と市町村長が、事前にトップ同士で腹を割って話す情報交換の 機会があってしかるべきであったと思っています。

また、県民に厳しい行動自粛を促すことは、事実上、県民の権利 を制限するものであり、慎重な検討が必要であったはずです。まし て、財政出動も伴うことから、県民の声を幅広く聞き、二元代表制 の一翼を担う議会との情報交換の機会があってもよかったのではな いかとも考えます。知事の所見を伺います。

さて、新型コロナウイルスの収束に向け、現状において最大の武器はワクチン接種であると思っています。県はもちろん、市町村や医療従事者の皆様の御努力があり、高齢者の9割、全年齢で見ても半数がワクチン接種を完了しており、第5波において、これだけ多くの感染者が出た一方で、重症者や死者数が、残念ながらゼロにはできませんでしたが、それほど増加しなかった背景には、間違いなくワクチン接種の効果があったと思います。

先日の県の発表では、第5波における重症者、死亡者は、全てワクチン接種未完了者であったということでした。裏を返せば、ワクチン接種を終えていれば、重症化や死亡する可能性は極めて低く抑えられることが分かります。

重症化する場合の基礎疾患等の危険因子にはどのような特徴があり、危険因子を持つ方にどう啓発し働きかけを行うのか、また危険因子を持つ方でワクチンを打てていない方が、年齢にかかわらず迅速に接種できるよう、県が主体となって接種を進めるべきと考えますが、木内厚生部長の所見を伺います。

一方で、子供のワクチン接種については、接種対象の子供を持つ 親から、副反応に対する懸念の声が聞かれます。全国的に見ても、 第5波において10代未満で多くの感染者が出ましたが、重症者の割合は、ほぼゼロと言ってよい数字になっており、こうした状況も踏まえて、子供へのワクチン接種について、するかしないかを子供や保護者が自ら冷静に判断できるように、子供の感染の現状を、ワクチン接種のメリットやデメリットを含めて、しっかりと情報提供をしていくことが重要であると考えますが、子供へのワクチン接種の必要性の認識も併せて、木内厚生部長の所見を伺います。

子供のワクチン接種をめぐり、中学3年生や高校3年生など、受験を控えた子供たちへの優先接種に取り組む自治体が増えています。特に中学3年生は高校受験を控えており、万一、受験間近でウイルスに感染した場合、受験機会を失うのではないかと心配し、接種を急いでいるとの声も聞かれます。

そこで、県立高校入試において、新型コロナウイルスに感染しても受検機会がしっかりと確保されるよう準備を進めるとともに、そうした情報を早く伝えてあげることが、受検生に安心感を与えることにつながると考えますが、どのように取り組むのか、荻布教育長に伺います。

さて、子供たちは、昨年3月の全国一斉休校に始まり、学校行事 について常に様々な制約を受けてきました。中でも部活動について は、積み重ねてきた努力を発揮する場がないまま引退していった子 供たちもたくさんいます。

今回も、ステージ3という厳しい局面の中、中学校や高校の部活動の新人大会などが、中止や延期となるケースが相次いでいますが、感染対策を徹底し、子供たちの活躍の場を確保するための工夫を、しっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、部活動の各種大会における観客の入場についても厳しく制限がなされており、我が子の成長した姿を一目見たいと考える保護者の皆さんからも、落胆や諦めの声が聞かれるのは、一昨日の針山議員も質問されたとおりであります。

一部の競技においては、ステージ1においてさえ、選手と同居の 家族すら入場は許されない状況となっており、Bリーグなどプロス ポーツ等の入場制限や県のイベント開催基準と照らし合わせても、 著しくバランスを欠くルールとなっており、是正が必要と考えます。

感染拡大について、未知の部分が多かった昨年とは状況が変わっているにもかかわらず、対応に変化や進歩がなく、安易に中止や延期または無観客とする対応は疑問であり、県も、ガイドラインをつくるなど環境整備に努力すべきと考えますが、荻布教育長に伺います。

昨日は、クラスターの発表もあり、感染者数が増加いたしましたが、全般的にはここ数日、感染者数の状況は落ち着きを見せており、ロードマップにおける評価指標においても、入院病床の稼働率や感染経路不明の陽性者数など、3指標が基準を下回り改善しております。

現在のステージ3は、昼夜を問わない不要不急の外出自粛という厳しい行動制限であり、知事が、強い自粛は長くやるものではないと発言していることに、私も共感をいたします。

知事は、そうした考えも念頭に置いて、明日からの県民向けの宿 泊割引の一部再開を決めたのだと思います。このことは大変によい ことであると思っています。

しかし、理解できないのは、現在もまだステージ3であるという

事実です。ステージ3においては、県民に昼夜を問わず不要不急の外出自粛を求めています。県民に対し不要不急の外出自粛を求めながら、県内旅行は推奨するという対応は、不要不急の外出とは何なのか疑問を生じさせ、非常に分かりにくいと感じます。

私は、宿泊割引の再開には100% 賛成です。しかし再開に当たっては、ロードマップに従い、しっかりとステージ2に戻して再開するのが筋であると思うわけでありますが、県はどのような見解をお持ちなのでしょうか。

また、県では、ステージ2への引下げの条件をどのように考えて おり、9月30日を待たずともステージ2への引下げを検討する考え はないのか、知事の所見を伺います。

次に、県独自のロードマップにおける会食の基準について伺います。

今回の感染第 5 波において、7月28日に富山アラートが発せられ、 以降、順次、警戒レベルが引き上げられ、最終的に8月16日にステージ3に至りました。しかしステージが1から2へと引き上げられ、 また、その間、アラートや特別警報が発せられましたが、会食に関 する行動制限には実質的な変化がありませんでした。人数制限については、ステージ1、2ともに4人以下。時間についても、短時間 や2時間といった表現であり、県民が具体的にどう行動制限をすべ きか、メッセージが伝わりにくかったのではないでしょうか。

程度の問題はあると思いますが、緩めるときにはしっかり緩めなければ、締めるときにも締まらないわけであり、めり張りが必要だと思います。せっかく県でもロードマップを設けているわけですから、制限は、ステージが変わるごとに段階的で、かつ明確であるこ

とが望ましいと思うわけであります。

国でも、ワクチン接種者の行動制限緩和等の議論が活発になっていますが、県独自のロードマップにおいても、ステージ1の場合には、ワクチン接種を条件に一定規模の会食を認め、ステージの引上げに伴い人数制限を入れるなど、めり張りのついた基準の検討をすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

さて、ステージ3に伴い、県有公共施設について臨時休館がなされましたが、その影響は様々な形で波及しています。指定管理者制度を導入している施設については、施設の利用料収入、地元の例で恐縮ですが、例えば太閤山ランドのプール利用料や駐車場利用料などで大幅な減収となっています。

また、公共施設には様々な民間事業者が関わっており、これまた 地元の話で恐縮ですが、太閤山ランドの売店であったり、海王丸パ ークで営業しているカフェといったお店においては、夏休みの書き 入れどきの休業を余儀なくされ、悲痛の声が私の元にも寄せられて います。何らかの補塡が必要なのではないでしょうか。状況を速や かに把握し、対応をお願いしたいと思います。

県では、どのような考えで公共施設の臨時休館を行ったのか。また臨時休館による影響をどのように把握し、今後どのように対応するのか、知事にお伺いし1番目の質問を終わります。

〇議長(五十嵐 務君)新田知事。

[知事新田八朗君登壇]

○知事(新田八朗君)永森直人議員の御質問にお答えをします。

まず、警戒レベル引上げの際の情報交換の在り方について御質問をいただきました。

今回は、これまでに経験のないスピードで感染が拡大し、医療提供体制の逼迫も本当に目前に迫る中、県民の皆さんの命と暮らしを守るには、知事として、この事態を収束させるための措置を迅速に決定し、実行に移す必要がありました。そのため、休日、いわゆるお盆でもございましたが、8月14日の土曜日に、医療、経済、県民生活などの各分野の有識者にお集まりいただき御意見を伺う有識者懇談会を行いました。そして、それを踏まえて県対策本部会議を招集し、ステージ3への移行を決定しました。

一方、県民生活などへの影響や市町村の準備時間等を考慮して、 ステージ3への移行は、その2日後の8月16日月曜日からとしたと ころです。

新型コロナへの対応については、これまでも県議会の皆様とは、議会での議論や時宜を得た要請、要望などを通して、また市町村長の皆様とは、「ワンチームとやま」連携推進本部会議や要望活動を通して、日頃から意見交換をし意思の疎通を図ることができていると、私どもでは考えておりますが、今後とも適切なタイミングで情報交換をさせていただくとともに、様々な御意見に真摯に向き合いつつ、県議会、市町村とも一丸となって感染拡大の防止に取り組んでまいりたいと考えます。

次は、ステージ2への引下げについての御質問にお答えをします。 永森議員御指摘のとおり、県内の感染状況は、ここ数日、改善傾 向が続いており、現在のロードマップの指標は幾つかで基準を下回 っています。一方で昨日は22名の感染者が確認されるなど、今後の 見通しは予断を許さないとも考えております。

ステージの緩和については、これまでも各段階における措置や緩

和の効果を確認しつつ、段階的に行う観点から、基準を下回る状態が一、二週間程度継続することを確認して行ってまいりました。このため今月12日をもって、まん延防止等重点措置が解除となった後も、ステージ3の措置を継続し、飲食店を対象とした時短要請を9月末まで延長するとともに、県民の皆様には、いましばらくの間、高い緊張感を維持して感染の防止対策に取り組んでいただくようお願いをしています。

感染拡大の防止と社会経済活動との両立の観点から、強い措置は 長期間にわたり行うべきではなく、状況に応じて適時適切に緩和を 行うことは大切と考えております。

一方で、緩和により再び感染が拡大することがないよう、段階的 によく状況を見極めながら緩和することも必要であると考えます。

あしたから、プレミアム宿泊券の利用自粛要請を一部解除することにしましたが、その対象は、ステージ3が継続していることを踏まえ、特に感染対策が徹底されている「とやま安心の宿」認証施設に限定したところです。県民の皆様にも自ら感染対策を徹底した上での御利用をお願いいたします。

当面は、今般の感染拡大を確実に収束させるため、県民や事業者の皆さんと一丸となって、感染拡大防止に取り組んでいきたいと考えます。その上でステージ2への移行については、連休後、シルバーウイーク後の指標の状況や、近隣県や全国の感染状況も踏まえて判断することとしておりますが、順調にこのまま数値が下がっていけば、数日繰り上げてのステージ2への移行も可能性はあると考えております。

次は、ロードマップにおける会食の基準についての御質問にお答

えをします。

県のロードマップ、ステージ1及び2では、国の分科会の大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まるとの提言も踏まえ、コロナ禍での会食の大前提として、昼夜を問わず、家族以外のグループでの会食は少人数、4人以下、短時間とするよう呼びかけております。

会食の人数については、ステージ1、2ともに4人以下としておりますが、ステージ1で制限を設けていない飲食の時間について、ステージ2では夜間の飲食を2時間以内ということは明確にしておりまして、それなりにめり張りはつけているというふうに考えております。

現在、国では、ワクチン接種が進む中での日常生活の回復に向けた考え方として、飲食店の第三者認証あるいはワクチン・検査パッケージなどを活用して、行動制限の緩和を技術実証も行いながら検討することとされております。ワクチン・検査パッケージを利用したグループの会食については人数制限を緩和、との取組例も示されております。

引き続き、こうした国の検討状況などを注視しつつ、当面は、県独自のロードマップに基づく要請内容が、県民に分かりやすく伝わるように、伝えていく工夫をしますし、また様々な伝わりやすいメディアも活用していきたいと考えております。

私からは最後になりますが、公共施設の臨時休館についての御質 間にお答えします。

本県では、警戒レベルのステージ3への引上げに伴いまして、デルタ株の非常に強い感染力を踏まえて、十分な人流抑制を確保する

目的で、やむを得ず県営の文化施設、体育施設等を臨時休館としました。このうち指定管理者制度を導入している施設は、このたびの休館の影響として、利用料金収入の減少等が想定されます。県が支払う指定管理料は、災害など不測の事態が生じた場合は、双方の協議により対応することとしております。

昨年度は、指定管理者からの要望を受け、利用料金収入の減少や 感染症対策等に要する経費について増額を行いました。総額では2 億3,000万円内外になっております。今回の臨時休館についても、 適時、影響の把握に努めて、必要に応じて適切に対応してまいりた いと考えております。

そして、休館した施設に入居しておられる民間の売店や喫茶店などに対しまして、県の要請に従って時短営業した飲食店への協力金、また、まん延防止等重点措置により売上げが大幅に減少した事業者に対する国の月次支援金の給付、そして今9月補正予算案に計上しております県の事業持続月次支援金を、用意しております。

そのほかに、事業再建などを支援する中小企業リバイバル補助金、 また小規模企業者緊急支援補助金――いわゆるミニリバイバル補助 金などの支援制度も講じているところでございます。

これらの情報を、指定管理者を通じて、入居されている民間事業 者さんに情報がしっかりと伝わるように努力をしてまいります。

なお、現在、臨時休館を継続している公共施設については、県内の感染状況を注視しながら、施設ごとの事情などにも配慮しつつ、開館時期を適切に判断し、言わば、段階的に開館をしていきたいと考えております。

私から以上です。

〇議長(五十嵐 務君)木内厚生部長。

[厚生部長木内哲平君登壇]

〇厚生部長(木内哲平君)私からは、まず新型コロナウイルス感染症 の感染症法上の位置づけについての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、その感染力の強さ、ないし罹患時の重篤性に鑑みまして、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に位置づけられております。

このために、御指摘にもありましたとおり、医師からの迅速な届出による患者の把握、入院加療の必要な患者さんに対する入院の措置、積極的疫学調査などにつきましては、厚生センター、保健所において実施することとされています。

今回の感染急拡大時には、こうした一連の対応を行うため、厚生 センターにおきましては、通常業務を抑えて全所を挙げてコロナ業 務に注力をするとともに、本庁ないし本所の職員を応援派遣して、 業務のサポートに充てたということでございます。

感染症法上の感染症の位置づけにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関する科学的な知見、ないし公衆衛生の観点からの科学的根拠に基づきまして、国において判断されるべきものと考えております。県としては、国における議論を注視してまいりたいと考えております。

一方、今後、さらなる感染の拡大ということも想定されるわけで ありまして、他の都道府県での対応例といったものも十分参照しま して、厚生センターにおける体制の整備に努めてまいりたいと考え ております。

次に、基礎疾患等をお持ちの方のコロナワクチンの接種について

の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の重症化の危険因子としましては、高齢であることのほか、基礎疾患——これは慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患などの基礎疾患、ないし肥満、喫煙、一部の妊娠後期といったものが挙げられております。

こうした高齢者や基礎疾患等を有する方につきましては、本年2 月に開始をされましたワクチン接種におきまして、優先して接種すべき対象であるということで、医療従事者に次ぐ順位に位置づけられました。そして、実施主体である市町村等によりまして優先的に接種が進められてきました。

御案内のとおり、県内の高齢者につきましては、約91%の方が 2 回目の接種を終了しております。希望者への接種はほぼ完了しているという状況と考えております。

また、基礎疾患を有する方につきましても、例えば事前に申請を 受け付けまして、他の方に先駆けて優先的に接種券を送付するなど の対応が取られております。

また、妊娠中の方につきましては、当初、ワクチンの安全性に対する懸念もありまして、この優先接種の対象とされていなかったところでありますけれども、安全性に関する科学的知見の確立を踏まえまして、妊婦の方への接種が進むよう、県から各市町村に対して特段の配慮を要請したところでございます。その後、全ての市町村におきまして、優先的な接種に取り組まれているということでございます。

多くの方に接種をいただいているわけですけれども、このワクチン接種につきましては、予防接種法上、御本人の努力義務というこ

とになっております。最終的には御本人が納得した上で、接種を御 判断いただくということになっております。一人でも多くの方に接 種を受けていただけるよう、引き続き市町村とも一丸となって取り 組んでまいります。

次に、子供のワクチン接種の必要性についての御質問にお答えを いたします。

日本小児科学会におきまして、12歳以上の健康な子供へのワクチン接種につきまして、その見解を示しております。

接種に当たっては、メリットとデメリットを御本人ないしその養育者の方が十分に理解していることが前提というふうにしておりますけれども、接種をするメリットとしまして2点、1つは、小児の新型コロナウイルス感染症の患者さん、多くは軽症であるわけでありますけれども、まれながら重症化することがあると、国外では重症化例が多数出ていたり、また死亡した例もあるということでございます。接種によりまして、こうしたことを予防する高い予防効果が期待できるということが1点目でございます。

また、子供が免疫を持つことで、周囲の人の感染を守ることができます。大勢の人がワクチンを受けることによりまして流行を抑え、このことが、子供たちが様々な制限を受けずに日常生活を送ることにつながるというふうに挙げられています。

一方で、接種後の腕の痛み、発熱、倦怠感等の副反応が発生する。 また、まれにアナフィラキシー、あるいは、これは若年の方ですけれども、心筋炎の発生についても可能性があるということでございますけれども、これらのワクチン接種後の副反応につきましては、 比較的軽症であることが多いということが分かっております。大部 分は数日で自然軽快するということでございまして、ワクチン接種のメリットは、実際にコロナウイルスに感染をして罹患した場合のデメリットを上回ると。それらのことから子供への接種には意義があると、このように小児科学会では結論づけております。

県といたしましても、今後ともお子さん、ないしその親世代の方に対しまして、ワクチンの有効性や安全性、副反応に関する情報等について発信をしまして、接種への理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。SNS等どのような媒体が使えるかということにつきましても、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(五十嵐 務君) 荻布教育長。

[教育長荻布佳子君登壇]

○教育長(荻布佳子君)私からは、まず新型コロナ感染症に備えた県立高校入試の受検機会確保に関する御質問にお答えをいたします。

デルタ株の影響などにより、若年層への感染が多く見られるなど、 県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、昨年度とは異なっ ており、感染に対する不安を抱えながら日々の学習に取り組んでい る中学生の皆さんも少なくないというふうに考えております。

令和3年度の県立高校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に関わる受検機会確保については、一般選抜では、新型コロナウイルス感染症が原因で本検査を欠席した受検生に対して、追検査の受検を認めたほか、追検査も受検できない場合には、調査書による書類選考を行うことといたしました。

また、推薦選抜においては、当該志願者の回復状況を考慮して、 教育委員会が定めた日に追検査を実施したところでございます。 現在、入学者選抜における、この感染症への対応について、中学校、高校の双方の関係者から意見を聞き取るなど課題を整理しまして、令和4年度の選抜に向けた検討を進めているところでございます。今年度は、昨年度に比べて感染者が増加する可能性もあることから、志願者一人一人が安心して受検できるよう、新型コロナウイルス感染症への対応をできるだけ早く決定し、適切な時期に公表したいと考えております。

次に、部活動の大会の観戦などに関する御質問にお答えいたします。

部活動の大会などは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますため、スポーツ庁、文化庁からは、できるだけ実施するようにという通知も出されております。このため県高体連などの主催団体においては、感染拡大予防のガイドラインを策定して大会を運営し、8月には全国高校総合体育大会なども本県で開催したところでございます。

一方、県内の感染が再拡大したことに伴いまして、中高校生の上位の大会につながらない幾つかの大会の中止が決定をされましたが、全国大会につながる予選大会などは、主催団体において感染防止対策を徹底し、また大会を延期するなど工夫をして、なるべく生徒の活躍の場の確保に努めていると聞いております。

御指摘のありました観客の受入れについてでございますが、例えばプロスポーツは、通常1日1試合を多くの人数のスタッフで運営しているのに対しまして、中高校生の大会については、教員を中心とした限られた数の役員が、休日などに1日に複数の試合日程を運営しているという状況にもございます。

保護者の皆さんのお気持ちも大変分かるところではございますが、 観客を受け入れての実施については、感染のリスクだけではなく、 試合ごとの入場者の健康観察や観客席などの消毒作業など、多数の スタッフによる多くの作業や、また、その準備なども必要になり、 対応が困難であるため、主催団体では、安全な開催のため無観客試 合での運営を判断されているというふうに聞いております。

県教育委員会では、生徒が安心して悔いなく競技に打ち込める環境づくりとともに、生徒が部活動を含め充実した学校生活を送れるよう今後とも支援をしてまいります。

以上です。

〇議長(五十嵐 務君)永森直人君。

[23番永森直人君登壇]

O23番 (永森直人君) 次に、令和の魅力ある教育の在り方について伺います。

知事は6月議会で、「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検 討委員会」を立ち上げると表明し、その後スピーディーに立ち上げ を実行いただきました。

今回、設置された検討委員会は、あくまで県立高校に限って議論 する場となっていますが、県の成長戦略会議でも議論があったとお り、高校教育の在り方は、抜本的な変革が求められており、まさに 官民連携でダイナミックな議論がなされるべきであると考えます。

そこで、対象を県立に限定せず、私立を含めた将来を展望した高校教育の在り方を議論すべきと考えますが、いかがでしょうか。また議論に当たっては、現役の高校生や大学生など、若い世代の生の声も十分に聞く必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

今ほど申し上げましたとおり、これからの高校教育は大きな変革が求められています。しかし県立高校においては、依然として偏差値の高い大学に、より多く生徒を送り出すことが至上命題と考える学校も多々あると聞き、こうした思考や価値観から県立高校の現場が抜け出すには、まだまだ時間がかかるのではないかというのが率直な感想です。

しかし、一生懸命勉強したい人もいれば、スポーツや文化活動に打ち込みたい人もいます。世界に羽ばたくことを夢見て語学の勉強をしたい人もいれば、やりたいことがまだ見つからず、自分のペースでゆっくり学びたい人もいます。そうした多様なニーズに柔軟に応えることができるのが私立高校の強みであり、本県の高校教育も、県立一辺倒ではなく、県立、私立のバランスの取れた形としていくことが重要です。

しかし、そこで足かせの一つとなるのが学費の問題です。現在、 高校の授業料は無償化されています。しかし無償化には所得制限が あり、県立高校においては世帯収入が910万円までなのに対し、私 立高校においては590万円までとなっており、私立は無償化される 所得層が県立よりはるかに狭くなっています。所得層によっては、 県立を選ぶか私立を選ぶかで学費の負担が大きく変わってしまいま す。

本当は私立に行きたい、しかし家計に配慮して県立を選ばざるを得ない、そんなことにならないように子供たちに自由な選択を与えるためにも、この差を埋める努力をすべきと考えますが、どう取り組むのか、岡本経営管理部長に伺います。

さて、県内においては、高校生たちが自ら主体となって学生団体

をつくり、ボランティア活動、企業や政治家との意見交換などを通 じて、社会との関わりを深めていこうとする動きが始まっています。

先日は、新田知事にも、お忙しい中、時間をつくっていただき、 高校生の皆さんと意見交換をする機会もつくっていただきましたが、 子供たちの高い意識と、富山県に寄せる誇りや郷土愛を十分に感じ ていただけたのではないかと思っています。

先般、そうした学生団体が一堂に会し、富山県学生構想会議なるディスカッションの機会があり、私を含め県議数名で参加をさせていただきました。その中で、とても面白いと感じた提案があったので、彼らを代弁して1間、知事に質問したいと思います。

ディスカッションにおいて、あるテーマが盛り上がりました。それは学校現場や教師陣の考え方がとても閉鎖的であり、変化を極度に嫌がる保守的な文化が広がっているというものでありました。教員の皆さんにも言い分はあると思いますが、多くの生徒が賛同の意を表したことから、少なくとも子供たちには、そんなふうに受け止められているということを考えたほうがよいのではないかと思います。

生徒が、一風変わった進路の相談をすると、その生徒のケースは、 1年休学しインドに留学したいというものだったようですが、学校 側になかなか相手にしてもらえず、全力で考えを変えるよう説得さ れ辟易したとのことでした。

そこで提案されたのが、親や学校に相談できないような悩みや、 気恥ずかしくて打ち明けられないような将来の夢であったり、進路 であったり、そんなことを気軽に、しかしプライバシーが保護され る形で自由に相談できるカウンセリングシステムを構築してほしい というものでありました。

前向きに歩み始めようとする子供たちの夢の実現をサポートして あげられるよう仕組みをつくってあげてほしいと思いますが、新田 知事の所見をお伺いし、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〇議長(五十嵐 務君)新田知事。

[知事新田八朗君登壇]

○知事(新田八朗君)まず、高校教育の在り方についてお答えをいた します。

今、永森議員から偏差値偏重の教育あるいは進学指導などという 話もございました。

一昨年でしたか、私、母校の夏の同窓会に出ましたら、当時の校 長先生が、本年度、本学から旧七帝大には何人進学しましたという 報告を堂々とされていたので、私は思わず、その後、挨拶しろとい うので、校長先生のお言葉ではございますが、旧七帝大というのは、 いささか今の時代いかがなもんでしょうかなどという憎まれ口をき いたことを思い出します。

実は、そんな経験もありまして、今回、第1回令和の魅力と活力 ある県立高校のあり方検討委員会、このようなものが必要ではない かと思い、立ち上げて、先般、第1回目の会議が行われたところで す。

ここには、先生御指摘のように、私立高校の代表も含めて委員の 方々に、将来を展望した県内の高校教育の在り方について議論をい ただいているところです。そこにおいて、私立の考え方、私立高校 の対応などということも、タイトルは県立と書いてありますが、拾 い上げられるものというふうに思っております。

具体的な議論の内容ですが、読解力や論理的思考、こういう基本的なことはしっかりとやりましょうねと、これはこれで当然だと思いますが、さらに問題解決能力、あるいは問題発見能力、このようなものを育む、またグローバル人材、IT人材、こういったことも今の時代大切、そのような議論が出ました。

また、地域との連携や地域産業界を支える人材の育成などの視点から、生徒たちには、多様な人と交わり、協働――共に働いていく能力を育んでほしい。また異なる高校の学科同士、あるいは高校と中学、高校と民間企業などとの連携も必要、ある意味ではダイバーシティー、そのような経験も高校のうちにしてほしい、そのような御意見もいただいているところです。今後、回を重ねてまた議論を深めていければと思います。

さらに、職業科や普通科の在り方、また様々なタイプの高校、例 えば、今、本県には公立の中高一貫校はありませんが、このような ことも議論していただきたいと考えております。

そして、議員御指摘のとおり、その際に高校生や大学生の生の声 を聞くことも大切だと思い、高校生への聞き取り、あるいはパブリックコメントでの若い世代の意見募集なども行う予定と聞いており ます。

教育委員会には、このような意見も参考にして、本県高校教育の質を向上させるための議論も深めてもらい、経済社会情勢の大きな変化に対応でき、そして生徒や保護者のニーズにも考慮した高校教育の実現に努めてもらいたいと考えております。

次は、学生の相談体制について御質問をいただきました。

県内の各学校では、生徒の夢の実現を支援するため、きめ細かな 面談や進路指導を行っているほか、スクールカウンセラーやスクー ルソーシャルワーカーなど専門家とも連携し、生徒の心のケアに努 めております。

また、親や学校にはなかなか相談できずに悩みを抱え込んでいる 生徒には、比較的年齢が近く、心理学を専攻する大学院生等が相談 員となって、友人関係や進路、将来などの悩みや質問に対応する相 談窓口として、子どもほっとラインというものを設置しています。

このほか、子供、若者からの相談に対し一時的な受皿となり、支援機関の紹介などを行う総合的な窓口として、子ども・若者総合相談センターも設置しています。

改めて、実は私、まだ十分こういうことを知らなかったものですから、まだまだ知られていないんだろうなと反省をしたところでございます。子どもほっとライン、あるいは子ども・若者総合相談センター、このようなことを広く周知したいと考えています。

先ほどの話にもありました。なかなか学校では相談できない、こんなことについても、この子どもほっとラインは、私がそんな相談を受けたら、インド行ってこいよ、とすぐ言っちゃいます。インド行ったら人生観変わるぞ、ぐらいのことを言っちゃうんですが、やっぱり、もうちょっと慎重に答えなきゃならないと思います。

そこで、この子どもほっとラインは、しっかりとした教育を受けた、心理学も学んでおり、そして子供たちと比較的年齢が近い大学院生が相談員となっているということ、これなどはよくできた制度だと改めて思います。

こういったことがあるんだということを、しっかりまず周知する

ことが、新しい制度をつくる前に、あるものをしっかり活用していただくこと、努力をすることが大事じゃないかというふうに思っています。

御提案のありましたオーダーメイド型の学生専門のカウンセリングシステムについては、このような既存の相談体制をしっかりと周知する上で、でも、そういう若い人たちの意見が出たということでしたら、まだまだ課題もあるのかもしれません。それらを整理して、ほかの県なんかでも同様の事例がないか勉強し、そして民間で、そういうことをやっているところはないか、このようなことも調査研究をしていきたいと考えております。

先般、永森議員、それから浦山学園の浦山理事長の導きで、高校 生の皆さんとの意見交換会に参加させていただくことがありました。 私にとっても大変に大きな気づきがありましたし、また、あのとき も幾つかの質問もいただき、私も真剣に対応させていただいたとこ ろでございます。

もし、ああいう機会があれば、微力ではございますが、子供たち の質問には真剣に対応していきたいと思いますし、今の質問のニー ズにも多少は応えたいと考えています。

また、今後、新しい取組として、10代、20代の若者と直接意見交換をする、とやまワカモノ・サミットというものを、今後、毎年開催させていただきたいと考えております。今年も12月に開催の方向で、今、企画をしているところでございます。こうした場などを通じて、若者のニーズや思いなども捉えながら今後の施策に反映していきたいと考えます。

とやまワカモノ・ミットでは、なかなかインドに行きたいという

質問に答える場にはならないのかもしれませんが、やはり、この大人が考えている成長戦略、ウエルビーイングのこととかブランドのこと、まちづくりの新産業のこと、スタートアップのこと、このようなことについて、それこそ若い世代はどう考えるのか、あるいは、より違った視点で意見をもらえるんじゃないか、そんなことも期待しているところでございます。

こんな場も、ぜひ、また議員からも高校生とか大学生にPRいただき、ぜひ参加を促していただければありがたく思います。

私から以上です。

〇議長(五十嵐 務君)岡本経営管理部長。

[経営管理部長岡本達也君登壇]

○経営管理部長(岡本達也君)授業料が無償となる所得水準の差を埋める努力をすべきとの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、子供が経済的な理由により希望する進学先を諦めることがないよう、教育の実質的な機会均等を確保することはとても重要だと考えております。

現在、高校の授業料につきましては、国の就学支援金制度において、県立高校は年収910万円未満世帯までが無償化となる一方、私立高校は、年収590万円以上910万円未満の世帯については、私立高校の平均授業料水準と県立高校の授業料の差額が無償化の対象外、対象となっていないところでございます。

このため県では、これまでも県立高校と私立高校の差を、できるだけ埋めるように努めてきております。具体的に申し上げますと、年収590万円以上910万円未満の世帯に対し、県単独で私立高校の授業料の一部を、国の制度で無償化の対象となっております県立高校

の授業料相当に、上乗せをする形で支援をしてきているところでご ざいます。

また、授業料とは別に入学時納付金についても、これまでは年収270万円未満の低所得世帯に対して、県単独で県立高校の水準まで支援してきているところでございまして、今年度からは、さらに年収590万円未満で子供が3人以上の多子世帯を対象に加えるなど、支援を拡充しているところでございます。

これらによりまして、年収590万円の所得水準までの区分で考えますと、おおむね県内の私立高校生の約50%近くが県立高校並みの支援がされていることになっているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、教育機会の実質的な均等を 図るためには、引き続きこの差を埋める努力をしていかなければな らないと考えております。

このため県では、毎年、県議会と御一緒に国への重要要望で、国の就学支援金制度の拡充を要望しているほか、全国知事会におきましても、国の責任において支援を充実するよう求めており、私立高校生の修学上の経済的負担が軽減されるよう粘り強く国に働きかけていきたいと考えております。

今後とも、子供に自由な選択を与えるためにも、県立高校と私立 高校の差を埋めるため、より一層努力を続けてまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

○議長(五十嵐 務君)以上で永森直人君の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

これをもって県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑

を終了いたします。

常任委員会への審査付託

○議長(五十嵐 務君)次に、ただいま議題となっております議案第 106号から第120号まで及び報告第14号については、お手元にお配り した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし ます。

決算特別委員会の設置

○議長(五十嵐 務君)次に、日程第2、決算特別委員会設置の件を 議題といたします。

お諮りいたします。

令和2年度決算に関し、34人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第121号から第127号までについては、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐 務君)御異議なしと認めます。よって、そのように 決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、 委員会条例第4条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとお り、議長、副議長及び監査委員を除いた34人を指名いたしたいと思 います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(五十嵐 務君)御異議なしと認めます。よって、ただいま指 名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしま した。
- ○議長(五十嵐 務君)なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長 を互選するため、本会議終了後、直ちに決算特別委員会を大会議室 に招集いたします。
- ○議長(五十嵐 務君)次に、お諮りいたします。

議案調査のため、明9月17日及び22日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐 務君)御異議なしと認めます。よって、そのように 決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次に、議会の日程を申し上げます。

9月21日及び24日は予算特別委員会を、27日は常任委員会及び議会運営委員会を開催いたします。次回の本会議は9月28日に再開し、諸案件の審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時37分散会